

広報室の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 徳地 秀士

広報室の設置に関する達

(設置)

第1条 北関東防衛局の所掌事務に関する広報に関する事務を円滑かつ適切に処理するため、北関東防衛局総務部に、当分の間、広報室（以下「室」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 室は、北関東防衛局の所掌事務に関する広報に関する事務をつかさどる。

(構成)

第3条 室は、室長、室長補佐及び室員をもって構成する。

2 室長は、報道官をもって充てるものとし、室の事務を掌理する。

3 室長補佐は、総務課課長補佐（総括担当）をもって充てるものとし、室長を助け、室の事務に従事する。

4 室員は、総務部長の指定する同部の職員をもって充てる。

(関係課等の協力)

第4条 室長は、室の所掌事務の遂行上必要がある場合には、関係課等の長に対し協力を求めることができる。

2 関係課等の長は、室の所掌事務の円滑な遂行に協力しなければならない。

(雑則)

第5条 この達に定めるもののほか、室の運営に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和6年 3月29日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和6年 4月 1日から施行する。